

公 告

【注意事項】

※愛知県が発注する工事であっても担当する局により参加要件等が異なる場合がありますので、本入札に参加を希望する者は本公告を熟読して申込をすること。

※本公告の記載内容に不明な点がある場合には、必ず愛知県西三河水道事務所管理課まで問い合わせること。

次のとおり事後審査方式一般競争入札（電子入札）に付します。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和8年9月10日

愛知県西三河水道事務所
所長 石 塚 友 和

1 対象工事の概要

(1) 工事名

半場川水管橋外塗装修繕工事

(2) 路線等の名称

半場川水管橋外4か所

(3) 工事場所

安城市根崎町外4か所

(4) 工期

契約の翌日から令和9年3月10日まで

(5) 工事の概要

金抜設計書を参照すること。

(6) 予定価格等

ア 予定価格 金 19,019,000 円

(うち消費税及び地方消費税の額 金 1,729,000 円)

イ 失格判断基準 無 、 最低制限価格 有

(7) 入札方法等

ア 本入札は、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければなりません。

イ 詳細な入札方法は、愛知県企業庁建設工事等電子入札実施要領によるものとします。

(<https://www.pref.aichi.jp/>「ネットあいち」－「しごと・産業」－「入札・契約・公売情報」－「入札契約関連情報」－「企業庁 入札・契約関係情報」参照)

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、契約希望金額を見積もる際は、別冊の設計書のうち内訳表、明細表及び単価表に明示された条件及び数量を優先してください。

エ 入札の回数は1回とします。入札書に併せて必ず工事費内訳書を送信してください。

オ 本入札は、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧を電子で行う入札です。

2 競争参加資格

本件工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者としてします。

(1) 塗装工事業について、愛知県企業庁が発注する建設工事の競争入札に参加する資格を有する者であること。

(2) 令和8年度及び令和9年度の愛知県企業庁入札参加資格者名簿に登載されている営業所（主たる営業所含む。）の所在地が愛知県内にあり、当該営業所で塗装工事業を営んでいること。

なお、「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所をいいます（以下同じ。）。

また、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請含む。）に届け出た主たる営業所をいいます（以下同じ。）。

- (3) 令和8年度及び令和9年度の愛知県企業庁における入札参加資格の認定において認定された塗装工事業の総合点数が800点以上であること。
- (4) 元請として、過去15年間（平成23年4月1日から入札参加申込書を提出する前日まで。）に、次に掲げる工事を完了・引渡した実績（以下「参加資格施工実績」という。）があること。なお、共同企業体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限ります。また、経常建設共同企業体として参加申込みをする場合で、当該共同企業体としての参加資格施工実績が無い場合は、構成員の1者が元請としての施工実績を有していること。

【施工実績】

鋼構造物で面積300m²以上の塗装工事（塗装修繕を含む）

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 入札参加申込書の提出日から本件工事の落札決定までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 入札参加申込書の提出日から本件工事の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。
- (9) 入札参加を希望する者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触するものではありません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 愛知県企業庁が発注した塗装工事業に係る工事について、愛知県企業庁工事請負業者選定要領第4条第6項に基づく非指名措置を受けている場合は、入札参加申込書の提出日までに、指名しないこととしている期間が満了していること。

3 入札関係図書の配布等

(1) 設計図書について

設計図書の閲覧及び配布の電子化をしておりますので、設計図書をあいち電子調達共同システム（CALS/E C）の入札情報サービスの入札公告からダウンロードしてください。

アドレス：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

なお、設計図書がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせてください。

ア 問い合わせ場所

愛知県西三河水道事務所

住所 安城市住吉町茅原 8-2（郵便番号 446-0072）

電話 0566-98-5651

電子メール nishimikawa-suido@pref.aichi.lg.jp

イ ダウンロードできる期間

令和 8 年 9 月 10 日（木）午前 9 時から令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 5 時まで

(2) 本公告及び入札関係図書に対する質問及び回答

ア 本公告及び入札関係図書に対する質問は、次のとおり文書（愛知県西三河水道事務所長あてとし、代表者名によるもの。様式自由）を郵送、電子メール又は持参により受付期間内必着で提出してください。

なお、電子メールにより提出する場合の留意事項は、15(9)のとおりです。（以下同じ。）

(ア) 受付場所

(1) アに同じ。

(イ) 受付期間

令和 8 年 9 月 11 日（金）午前 9 時から令和 8 年 9 月 17 日（木）午後 5 時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

なお、持参する場合は、上記期間の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とします。

イ 上記の質問に関する回答は、質問書受領後速やかに行います。

なお、その回答書は、あいち電子調達共同システム（CALS/E C）の「入札情報サービス」において、本件入札公告を掲示しているダウンロードページに、添付資料として掲載します。

【掲載期間】

令和 8 年 9 月 11 日（金）午前 9 時から令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 5 時まで

4 入札参加申込書の提出期間等

(1) 入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を電子入札システムにより提出しなければなりません。

なお、入札参加申込書については、圧縮ファイル（ZIP 形式）を使用して、1 つの添付ファイルとして送信してください。このとき、添付ファイルの大きさは 1 MB（メガバイト）以下でなければ、受け付けることができませんので注意してください。

また、入札参加申込書及びその他必要な書類の様式等については、あいち電子調達共同システム（CALS/E C）の入札情報サービスの入札公告からダウンロードしてください。

【アドレス】

<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

(2) 入札参加申込書の提出期間

令和 8 年 9 月 10 日（木）午前 9 時から

令和 8 年 9 月 16 日（水）午後 5 時まで

なお、上記の期限までに入札参加申込書を提出していない者は、入札に参加することができません。

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前 8 時から午後 8 時まで。）

5 入札書及び工事費内訳書の提出期間

令和 8 年 9 月 29 日（火）午前 9 時から

令和 8 年 9 月 30 日（水）午後 5 時まで（入札書受付締切予定日時）

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前 8 時から午後 8 時まで。）

6 開札予定日時及び開札場所

(1) 開札予定日時

令和 8 年 10 月 1 日（木）午前 9 時

(2) 開札場所

3(1)アに同じ。

7 入札保証金

入札保証金の納付については、免除します。

8 入札の無効

- (1) 愛知県企業庁財務規程（昭和 55 年企業庁管理規程第 14 号。以下「財務規程」という。）第 159 条（入札の無効）及び愛知県企業庁建設工事等電子入札実施要領第 15 条（電子入札の無効）に該当する入札は、無効とします。
- (2) 本公告に示した入札参加資格のない者が行った入札、事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした者のした入札及び愛知県建設工事関係入札者心得書において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。
なお、落札決定時において 2 に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。
また、入札書受付締切予定日時までに送信のない入札、必要な提出書類のない入札、電子署名及び電子証明書のない入札も無効とします。
- (3) 工事費内訳書の内容に不備（入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、無効とします。

9 落札者の決定方法

- (1) 1(6)アの予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札価格のうち最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有することを確認した上で落札者とし、全ての入札参加者に対し落札者決定通知書を送信するものとします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札価格のうち最低の価格をもって入札をした者が複数いた場合は、電子くじにより落札候補順位を決定します。
- (2) 落札候補者は、開札日から起算して 2 日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に事後審査に必要な書類（審査に必要な添付資料を含む。）を郵送、電子メール又は持参により、提出期間内必着で提出しなければなりません。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札価格のうち最低の価格をもって入札した者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求めることがあります。
 - ア 事後審査に必要な書類の提出場所
3(2)ア(ア)に同じ。
 - イ 提出部数
1 部
 - ウ 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の低価格の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は、(2)の「開札日」を「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。
 - エ その他
(ア) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。
(イ) 提出された書類は申請者に返却しません。なお、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。
- (3) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、入札参加資格不適合通知書の通知日の翌日から起算して 5 日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、その旨を記した書面を郵送、電子メール又は持参により提出しなければなりません。
理由は、説明を求められた日の翌日から起算して 5 日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に書面で回答します。

10 契約書作成の要否

要

11 契約保証金等

- (1) 落札者は、財務規程第 132 条の規定に基づく契約保証金を納めなければなりません。
- (2) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除するものとします。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 県を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。
- (3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 有価証券（利付き国債又は愛知県公債）の提供

イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社）の保証

（4）（1）から（3）に掲げる契約の保証は契約の締結までに付さなければなりません。

12 支払条件

愛知県企業庁公共工事請負契約約款の規定に基づき前金払及び部分払を行います。

13 関連情報を入手するための照会窓口

3（1）アに同じ。

14 特定の不法行為に対する措置

（1）本件契約に関し、談合、贈賄等不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求に併せて本件契約を解除することがあります。

（2）本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。

（3）契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置（以下「排除措置」という。）の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。

（4）本件契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

（5）本件契約の履行にあたって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。

15 その他

（1）入札参加者は、本公告を熟読し、公正かつ適正に入札すること。

（2）入札参加申込書、事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした場合においては、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。

（3）現場説明会は実施しません。

（4）事後審査に必要な書類等の記載内容が不明確で本件工事の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。

（5）1（4）に記載した工期は、事情により変更することがあります。

（6）工事施工中又は施工後に、施工体制等について点検・調査を行うことがあります。点検・調査の対象となった場合、当該点検・調査に協力しなければなりません。点検・調査に協力しなかった場合、又は点検・調査に虚偽の申告をした場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。

（7）業種ごとに、過去 2 カ年度の愛知県企業庁発注の工事成績に 60 点未満があった場合、一定期間（最長 6 か月）入札に参加できないことがあります。

（8）電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルの大きさは 15MB 以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡してください。県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかったものとみなします。

（9）本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約を希望する場合は（別紙 1）電子契約利用申込書により、入札参加申込書提出時に併せて提出してください。

（10）問い合わせ先（関連情報を入手するための照会窓口）

3（1）アに同じ。

電子契約利用申込書

令和 年 月 日

愛知県西三河水道事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記入札において、電子契約を希望します。

記

- 1 開 札 日 令和8年10月1日(木)
- 2 工 事 名 半場川水管橋外塗装修繕工事
- 3 路線等の名称 半場川水管橋外4か所
- 4 工 事 場 所 安城市根崎町外4か所

なお、愛知県企業庁と立会人型電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結に利用するメールアドレスは、以下のとおりです。

担当者名 _____ 電話 _____
メールアドレス _____

契約締結承認者 役職 _____ 氏名 _____
メールアドレス _____

＜電子契約の留意事項＞

電子契約を希望する場合は、次の留意事項を了承したものとみなします。

- ・メールアドレスについては、それぞれ異なるメールアドレスを記入してください。
なお、担当者と契約締結承認者が同一の場合は、契約締結承認者のみ記入してください。
また、権限のある方が確認される場合は、部署等のメールアドレスでも構いません。
- ・共同企業体として入札に参加する場合は、代表構成員及びその他の構成員ごとにメールアドレスが必要となりますので、上記記入欄に適宜追加してください。
- ・フリーメールアドレス（Gメール等）は利用できません。
- ・電子契約を希望した場合であっても、契約締結予定日までに電子契約サービスを利用した承認が困難な場合は、紙の契約書（印紙必要）に切り替える場合がありますので、ご了承願います。
- ・電子契約の利用状況について、愛知県からアンケート調査を依頼する場合があります。その際はご協力の程、宜しくお願いいたします。

共同企業体での入札参加、及び共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い（単体及び経常建設共同企業体での入札）

今回入札	過去実績	入札参加資格		総合評価項目									
		企業施工実績	配置予定技術者施工実績	企業施工実績	企業工事成績	優良工事表彰	中長期的な担い手確保・国家資格等の取得者	ISO9001	I C T 活用工事	配置予定技術者の施工実績・工事成績	営業所・応急復旧工事等・防災協定等・女性の活躍促進・安全なまちづくり	ISO14001	休み方改革への取組実績
単体	単体	該当工事全部を認める	該当工事全部を認める	県内の営業所実績(県外工事も該当)を認める	工事全部を対象とする	県内の営業所実績を認める	県内に主たる営業所がある営業所を対象とする	参加する営業所を対象とする	制限なし	元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者や現場代理人としての実績を認める。ただし施工実績及び工事成績は同一人のものとする	制限なし	参加する営業所を対象とする	制限なし
	経常 J V	出資比率 20% 以上のもののみ単体と同様の取り扱いとして対象とする		実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない		実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない
	特定 J V			出資比率 20% 以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率 20% 以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	出資比率 20% 以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない	実績として認めない	出資比率 20% 以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める		実績として認めない	実績として認めない	出資比率 20% 以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める
経常 J V	単体	経常 J V としての実績がなければ、単体実績を認める	該当工事全部を認める	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	経常 J V 構成員のいずれか 1 者が該当すれば認める	経常 J V 構成員のいずれか 1 者が該当すれば認める	実績として認めない	元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者や現場代理人としての実績を認める。ただし施工実績及び工事成績は同一人のものとする	経常 J V 構成員のいずれか 1 者が該当すれば認める	経常 J V 構成員のいずれか 1 者が該当すれば認める	実績として認めない
	経常 J V	出資比率 20% 以上のもののみ単体と同様の取り扱いとして対象とする		全構成員が同じである経常 J V での実績を認める	全構成員が同じである経常 J V での工事全部を対象とする	全構成員が同じである経常 J V での実績を認める	実績として認めない	実績として認めない	全構成員が同じである経常 J V での実績を認める		実績として認めない	実績として認めない	全構成員が同じである経常 J V での実績を認める
	特定 J V	(注 2 参照)		実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない		実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない

注 1) 本件工事に、単体で入札参加する場合は「今回入札」欄で「単体」を、経常共同企業体で入札する場合は「経常 J V」を選びます。「入札参加資格」や「総合評価項目」の列と、過去の実績が単体としてのものであれば「単体」の行、特定 J V での実績なら「特定 J V」の行がクロスする部分に、実績等の取扱いが記載されています。

注 2) 経常 J V は、全ての構成員が同じもののみ同一の企業体として扱いますので、入札参加資格でも過去の施工実績は同一と見なせる企業体での実績が原則です。ただし、そうした工事実績がない場合には、過去の特定制及び経常 J V での実績を単体実績扱いとして入札参加資格を審査します。

契 約 書 (案)

- | | | |
|---|-------------------------|-----------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 半場川水管橋外塗裝修繕工事 |
| 2 | 路 線 等 の 名 称 | 半場川水管橋外4か所 |
| 3 | 工 事 場 所 | 安城市根崎町外4か所 |
| 4 | 工 期 | 着手 令和 年 月 日
完了 令和9年3月10日 |
| 5 | 請 負 金 額 | 金 円 |
| | うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 | 金 円 |
| 6 | 契 約 保 証 金 | 必要とする |
| 7 | 前払金支払限度額 | 前払金支払限度額は、金 円とする。 |

上記の工事について、発注者愛知県と請負者 〃 とは、別添条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約を証するため契約書2通を作成し、各自1通を保管する。

令和 年 月 日

発 注 者 安城市住吉町茅原8-2
愛知県
代表者 愛知県西三河水道事務所
所長 石 塚 友 和

請 負 者